

# 鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部 性能評価業務方法書

制定 平成20年3月31日  
改正 平成23年4月1日 (い)  
改正 平成30年4月6日 (ろ)  
改正 平成30年7月20日 (は)  
改正 令和2年9月28日 (に)

## 第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「指定機関等に関する省令」という。）第59条第23号の業務区分のうち、国土交通大臣が鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部（以下「建築鉄骨溶接構造」という。）を認定するための審査に必要な性能評価業務に適用する。(い) (は)

## 第2条 性能評価用申請図書

建築鉄骨溶接構造の性能評価用申請図書は、業務規程第6条の規定に基づき以下の通りとし、別添の様式によるものとする。(い)

- (1) 建築鉄骨溶接構造性能評価申請書（別記様式 JSAO-1）及び工場案内図（別記様式）  
(い)
- (2) 評価申請諸元表（別記様式）
- (3) 資格証（写）（別記様式 JSAO-3）
- (4) 品質管理組織図及び製作工程図（別記様式 JSAO-4）
- (5) 製作実績リスト（別記様式 JSAO-5）

## 第3条 評価方法

### (1) 評価の実施

- 1) 評価に必要な調査は、評価員2名以上により実施させる。
- 2) 評価に必要な調査は、第2項に定める各グレード毎に行う。
- 3) 評価員は、第2条に定める図書の審査及び性能評価申請をした工場における書類及び作業現場での作業状況並びに製品の品質について審査（以下「工場審査」という。）を行い、第2項に定める評価基準に従って調査する。
- 4) 評価員は、調査をする上で必要な場合は、申請者に性能評価用申請図書の説明又は追加書類の提示を求めるものとする。
- 5) 評価員会は、業務規程第9条第8項の規定に基づき、評価員の調査に基づき性能評価を行う。
- 6) J、Rグレードの調査に当たっては、評価員1名以上と調査員1名以上で調査することができる。

## (2) 評価基準

指定機関等に関する省令第63条の規定並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別表第2（第11条の2の3関係）(い)項に掲げる性能評価の区分に応じて、性能評価基準〔別表第1〕に定めた「Jグレード」、「Rグレード」、「Mグレード」、「Hグレード」及び「Sグレード」のそれぞれのグレード毎の適用範囲に対して規定された性能評価基準〔別表第2〕から〔別表第4〕の各々の表に定める評価基準に基づいて評価を行う。(い)、(ろ)

ただし、溶融亜鉛めっき鋼板を使用する場合の評価は、性能評価区分に応じて別表第1（溶融亜鉛めっき鋼板を使用する場合）に定めた「Jグレード」、「Rグレード」、「Mグレード」のそれぞれのグレード毎の適用範囲に対して規定された「別表第2」から「別表第4」に定める評価基準に基づいて評価を行う。(ろ)

## (3) 対象鋼構造物

評価のための書類審査及び工場審査の対象となる建築鉄骨溶接構造は次の通りとする。

1. 建築鉄骨（柱・梁接合部があることを原則とする）
2. 建築鉄骨以外の主な評価対象となる鉄骨溶接構造（柱・梁接合部があることを原則とする）

・プレハブ住宅用鉄骨	・鉄塔、煙突	・遊戯施設等	・コンベア架台
・立体駐車場、自走式駐車場鉄骨	・ボイラーフレーム	・その他工作物 (大型仮設工作物を含む)	・ラック鉄骨
・階段	・広告塔、高架水槽		

### < A. 書類審査－別表第2による >

性能評価用申請図書（以下「申請図書」という）について、次の1)から5)までの項目について評価を行う。(は)

- 1) 品質管理体制及び製作工程図が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

#### <判断基準>

- ①申請図書の性能評価申請諸元表（以下「諸元表」という）に記載された品質管理体制及び申請図書の製作工程図が、別表第2の審査項目(1)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。
- ②申請図書の諸元表に記載された管理技術者等は、別表第2の審査項目(1)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 2) 社内基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。(は)

#### <判断基準>

- ①申請図書の諸元表に記載された社内基準が別表第2の審査項目(2)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。(は)

- 3) 製造設備の種類が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①申請図書の諸元表に記載された製造設備が別表第2の審査項目(3)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 4) 検査設備の種類が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①申請図書の諸元表に記載された検査設備が別表第2の審査項目(4)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 5) 製作実績リストが申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。(は)

<判断基準>

- ①申請図書の直近12ヶ月の製作実績リストに基づいて鉄骨の製作が確認されること。

< B. 工場審査の中の書類審査－別表第3による >

工場審査時の社内基準等の書類確認について、次の1)から8)までの項目について評価を行う。(は)

- 1) 工場の品質管理体制等が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①品質管理体制及び新材料、新工法の研究体制が、別表第3の審査項目(1)に掲げる審査の内容を満足するものであること。

- 2) 工作図作成基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①工作図作成基準が別表第3の審査項目(2)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 3) 工作基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①工作基準が別表第3の審査項目(3)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 4) 検査基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

＜判断基準＞

- ①検査基準が別表第3の審査項目(4)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 5) 製作要領書作成基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

＜判断基準＞

- ①製作要領書作成基準が別表第3の審査項目(5)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 6) 外注管理基準の整備が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

＜判断基準＞

- ①外注管理基準が別表第3の審査項目(6)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 7) 工作図(又は加工図)による品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

＜判断基準＞

- ①工作図(又は加工図)が別表第3の審査項目(7)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

- 8) 製作要領書による品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

＜判断基準＞

- ①製作要領書が別表第3の審査項目(8)に掲げる書類審査の内容を満足するものであること。

＜C. 工場審査の中の品質管理状況及び鉄骨品質の審査－別表第4による＞

工場審査時の実施確認について、次の1)から9)までの項目について評価を行う。

ただし、「Jグレード」及び「Rグレード」の溶融亜鉛めっき鋼板を使用する場合の評価については、溶融亜鉛めっき鋼板を使用した鉄骨のみで工場審査の実施確認を行うことができる。(は)

- 1) 主要材料の品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①主要材料の品質管理が別表第4の審査項目(1)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。

2) 加工の品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①加工の品質管理が別表第4の審査項目(2)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。(は)

3) 組立の品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①組立の品質管理が別表第4の審査項目(3)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。(は)

4) 組立検査の品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①組立検査の品質管理が別表第4の審査項目(4)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。(は)

5) 溶接の品質管理が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①溶接の品質管理が別表第4の審査項目(5)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。(は)

6) 製品の検査方法が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

①製品の検査方法が別表第4の審査項目(6)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。(は)

7) 製造設備の種類が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①申請図書に記載された製造設備があること。
- ②製造設備が別表第4の審査項目(7)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。

- 8) 検査設備の種類が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①申請図書に記載された検査設備があること。
- ②検査設備が別表第4の審査項目(8)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。

- 9) 社内教育の方法が申請グレードの適用範囲に記載している建築鉄骨溶接構造を製作するのに適しているか否かの評価を行う。

<判断基準>

- ①社内教育が別表第4の審査項目(9)に掲げる工場審査の内容を満足するものであること。  
(は)

#### 第4条 性能評価書

性能評価書(別記様式JSAO-10)は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価年月日
- (2) 件名 (い)
- (3) 評価区分 (い)
- (4) 評価した構造方法又は建築材料の内容 (い)
  - 1) 鉄骨製作工場名及び所在地 (い)
  - 2) 適用範囲 (い)
- (5) 評価内容
  - 1) 地区評価委員会名及び評価員名 (は)
  - 2) 工場審査者
  - 3) 評価番号
  - 4) 評価内容